

# 全国センターだより

2026 SPRING vol.

# 118



- 巻頭言 …………… 広島暴力追放の軌跡 暴力の街から平和の街へ
- 特別寄稿 …………… ジョバンニ・ファルコーネ判事の事績をたどる
- 寄稿 …………… 民事介入暴力対策に関する四者協定の締結について
- Bridge …………… 住友不動産株式会社 第一生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社
- 新コーナー …………… オリジナル漫画

# 目次 春号 vol.118

●表紙写真 ● 原爆ドーム  
写真提供：一般社団法人 広島県観光連盟

## 巻頭言 ..... 1

### 広島市の暴力追放の軌跡 暴力の街から平和の街へ

(公財)暴力追放広島県民会議  
専務理事 林 俊晴

## 特別寄稿 ..... 2~4

### ジョバンニ・ファルコーネ判事の事績をたどる

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会委員長  
弁護士 鶴巻 暁

## 寄稿 ..... 5~6

### 民事介入暴力対策に関する四者協定の締結について

#### —埼玉県における連携強化の取組—

弁護士法人Monte南浦和法律事務所  
埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員  
青山 隆治

## Bridge ~未来へつなぐ架け橋~

### 反社会的勢力との対峙

住友不動産株式会社  
顧問 工藤 徳之 ..... 7

### 特殊詐欺被害防止のための企業としての取組

第一生命保険株式会社  
総務部総務課 ラインマネージャー 川浦 良樹 ..... 8

### 形式から実践へ — 反社会的勢力対応の最前線で思うこと

エヌエヌ生命保険株式会社 ..... 9

## ある日

- 相談委員としての所感..... 福島県 渡辺 毅 ..... 10
- 相談委員として..... 三重県 藤本 晃 ..... 11

## センターだより／東西南北

- 試行錯誤の広報啓発活動..... 岩手県 ..... 12
- 高校生参加による地域安全・暴力追放「安全・安心なまちづくり山梨県民大会」の開催... 山梨県 ..... 12
- 集いの場から広げる暴排..... 滋賀県 ..... 13
- “入口暴排”島根モデルの挑戦..... 島根県 ..... 13
- 街に出る暴排..... 大分県 ..... 14

## 新コーナー オリジナル漫画 ベンジャミン寺門 .. 15

- 相談スキルでイセカイ組を排除した件

## 都道府県センター紹介 ..... 16

- (公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター
- (公財)北海道暴力追放センター

# 広島 の暴力追放の軌跡 暴力の街から平和の街へ

(公財) 暴力追放広島県民会議

専務理事 林 俊晴



広島は、世界に「平和の街」としてその名を知られています。

昭和20年8月6日、原子爆弾により一瞬にして焦土と化したこの街は、今日、目覚ましい復興を遂げました。

広島県は、西は安芸から東の備後まで、瀬戸内の穏やかな海と中国山地の緑に抱かれ、宮島の厳島神社や竹原の古い町並み、尾道の坂道、福山の鞆の浦など、県内各地で歴史を紡いできました。

そして、広島市の中心部では、原爆ドームが平和の象徴として残され、現在に至っています。しかし、その復興の陰には、もう一つの苦難の歴史があります。

かつて広島は、度重なる暴力団抗争に揺れ、「暴力の街」と呼ばれた時代がありました。昭和21年から昭和46年にかけて、第一次・第二次広島抗争に続き、共政会の跡目問題に端を発した第三次広島抗争まで、断続的に発生し、平成期に至るまで銃器を用いた事件が繰り返されました。

いわゆる「仁義なき戦い」と称されたこの時代には、暴力追放運動のリーダーや報道関係者への報復など、一般市民も巻き込まれ、県民の平穏な生活が脅かされました。私ども「暴力追放広島県民会議」は、こうした厳しい時代背景の中、昭和62年に「暴力のない明るく住みよい広島県の実現」を目指し、全国に先駆けて設立され、以来、県民の暴力追放運動推進役として、約40年にわたり活動してまいりました。

その中でも特に力を注いできたのが、実効性のある被害回復支援です。発足翌年に発生したJR広島駅での銃撃事件における被害者支援活動は、後の暴力団対策法に基づく暴追センター制度につながる先駆的な取組となりました。

また、指定暴力団トップに対する使用者責任追及訴訟の支援にも尽力しており、平成24年には民事の不当利得返還訴訟、平成31年には暴対法の代表者責任訴訟で多額の支払いを命じる勝訴判決を獲得しました。

平成26年には、全国で初めて「適格都道府県センター制度」を活用し、広島市内の組事務所について使用差止訴訟を提訴し、和解により実質勝訴として撤退を実現するなど、暴力団排除活動の確かな礎を築いてきました。

近年、全国の暴力団構成員等の数は2万人を下回り、減少の一途をたどっています。その一方で、彼らは姿を変え、準暴力団や匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」と結託し、犯罪の形態は一層巧妙かつ不透明になっています。相手が姿を変えて社会を脅かすのであれば、私たちも現状に甘んじず、変化に柔軟に対応していかなければなりません。

私は昨年、広島県警察を退職し、当会議の専務理事に就任いたしました。先達が積み重ねてこられた知見と、官民一体となった強固なネットワークを大切に継承し、時代の変化に応じて適切に、県民から負託された暴追センターとしての責務を誠実に果たしてまいり所存です。

全国センターをはじめ、各都道府県センターの皆様。すべての反社会的勢力を排除し、誇りある平和な日本の治安を次世代に引き継ぐため、今後とも手を携え、一致団結して取り組んでまいりましょう。

# 特別寄稿

## ジョバンニ・ファルコーネ判事の 事績をたどる

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会委員長

弁護士 鶴巻 暁

### 1 はじめに

日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会は、全国暴力追放運動推進センター及び都道府県暴力追放運動推進センターと緊密に連携しながら民事介入暴力対策に取り組んでおります。当委員会の諸活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

古い話になりますが、当委員会では、日本で暴力団対策法が施行された直後の平成4年4月から5月にかけて、諸外国の組織犯罪対策法制研究の一環としてイタリア視察を行った際、関係機関の協力を得て、マフィア対策に尽力していたジョヴァンニ・ファルコーネ判事(予審判事)との面会を果たしました。

ファルコーネ判事は、その功績により、マフィアからは理不尽な逆恨みを受けており、面会からわずか約3週間後の同年5月23日、パレルモ空港から市内に向かう高速道路の路上で車両ごと爆殺されてしまったのです。

当時私はまだ弁護士になっていなかったため視察に参加していませんが、大先輩のミンボー弁護士たちから当時のことをよく聞かされていたので、私も「ミンボー弁護士たる者、いつかはシチリア島に行ってファルコーネ判事的事績をたどりたい」と念願していたところ、昨年ようやくそれが実現しました。

シチリア島では、ファルコーネ判事は没後30年以上が経った現在においても、反マフィア運動の代表的人物として顕彰されており、パレルモ空港は「ファルコーネ・ボルセリーノ空港」とも呼ばれています<sup>1</sup>。本稿では、筆者が見聞した状況の一部をご紹介します。

### 2 カパーチ虐殺記念碑

ファルコーネ判事が爆殺された場所はパレルモ郊外のカパーチという町であったため、事件は「カパーチの虐殺」と呼ばれており、現地に大きな記念碑【写真1】が

<sup>1</sup>パオロ・ボルセリーノもマフィアに暗殺された判事である。

建設されています。



【写真1】

高速道路上に非常駐車帯のようなものがあり、パレルモ空港で市街地に向けてタクシーに乗車するときに「記念碑を見学したい」と頼めば、そこでタクシーを一時下車して記念碑を見学することができます。ただし、駐車帯は3台くらいしか駐車できるスペースがなく事故が多いらしいので、出入りの際には注意する必要があります。

この場所は市街地から離れているため、市街地に到着してから改めてこの場所に来るのは効率が悪くなります。反対車線にも同様の記念碑が設置されており、街から空港に戻る際にも見学することができますが、やはり、空港から市街地に向かう途中で立ち寄るほうがお勧めです。シチリア島訪問の最初にこの記念碑を見学することにより、地域の人々がファルコーネ判事の死を悼み、反マフィアの理念を長く語り継ごうと決意していることを実感することができます。

マフィアは、この場所を見渡せる場所にある小屋で起爆装置のスイッチを押したということですが、その小屋は保存され、今では「NO MAFIA」とペイントされており、記念碑側から視認することができます。

### 3 NO MAFIA ツアー

シチリア島の中心都市パレルモでは「NO MAFIA ツアー」が行われています。このツアーは、パレルモの中

心部にある反マフィア運動に関連する施設等を、運動に取り組むガイドが徒歩で案内するというものです。

準備の際にこのツアーを見つけた私は「こんなマニアックなツアーに申し込むのは私くらいではなかろうか。ガイドをほとんど独占してしまうのではないか」とか、「こんなツアーでウロウロ歩いていると、マフィアに嫌がらせを受けてしまうのではないか」などと心配しながら申し込みました。

しかし、集合場所であるマッシモ劇場前広場に行ってみると、ガイドたちが掲げている「PALERMO NO MAFIA TOUR」の案内ボードのまわりに約100人ものツアー参加者が集まっていました。ガイドの言語ごとに約15人ずつのグループに分かれます。残念ながら日本語サービスはないので、私は英語のグループに加わりました。英語グループの参加者の多くはアメリカ・イギリス・ドイツ(ドイツ語サービスもない)から参加した老若の夫婦やカップルであり、アジア人は私の家族だけでした。

ツアーの内容は豊富であり、マフィアにいらまされたり嫌がらせを受けることもありませんでしたが、本稿では紙幅の関係で、ガイドが紹介していた反マフィア運動のうち、日本でも問題意識に重なり合う部分があると考えられるものを重点的に紹介していきます。

ひとつは「AddioPizzo 運動」つまり「みかじめ料拒否運動」であり、もうひとつは、若者への働きかけです。

#### 4 「みかじめ料にさようなら」運動

「AddioPizzo」(アディオ・ピッツォ)を直訳すると「みかじめ料(pizzo)にさようなら(addio)」となります。

マフィアのファミリーは、あらゆる商店主からpizzoを徴収しているといえます。それは、地域で安全に営業を行うための「保護費」であるとマフィア側から説明されることもありましたが、pizzoは「ほんの少し」という意味です。「安全に営業を行うため、ほんの少しぐらい協力せよ、出費せよ」という、何とも身勝手なネーミングです。

ところが、pizzoを払っても営業の安全が保障されるとは限らず、別のファミリーから二重三重にpizzoを要求されることもあったということであり、そうなる「保護費」としての大義名分は虚構であり、恐喝という実態がいつそう明らかになります。

pizzoは現金でやりとりされることが一般的ですが、それは当然のことながら、現金の追跡困難性が好まれたからであり、マネー・ローンダリング問題と切っても切り離せないことがわかります。

あるときパレルモでパブを開業しようとしていた若

者たちが、理不尽なpizzoを断ろうとして始めたのがAddiopizzo運動です。イタリア語では「さようなら」を示す言葉として「addio」のほかに「arrivederci」(アリヴェデルチ)がありますが、「arrivederci」は再会が含意されます。ローマの地下鉄の改札でカードをタッチして出場しようとしたときに、出場ゲートの液晶パネルに「Arrivederci」と表示されますが、これは「さようなら。またご利用ください」という意味だと思われます。他方、「addio」は再会は含意されず、永遠の別れを意味します。みかじめ料には「arrivederci」ではなく「addio」がふさわしいわけです。

若者たちは「Addiopizzo」と書かれた数百枚のステッカーを夜中に街中に貼りめぐらし、大きな反響を呼びました。日本でも地域によってみかじめ料支払拒否運動が取り組まれています。どの場所でも「勝手に数百枚のステッカーを街中に貼りめぐらす」という発想はなかったと思います(笑)

現在、Addiopizzo運動に賛同する商店主は、運動のロゴマーク【写真2】を店頭に掲示し、Addiopizzo運動の推進団体(本稿では便宜的に「AddioPizzo協会」と呼びます。NPO法人のようなもののようなです。)では、協力商店主のリストをウェブサイトで公表して消費者に対してその店舗の利用を促すという仕組みになっています。ロゴマークには「Addiopizzo」のほか、「Consumo critico(倫理的・批評的消費活動)」「Pago chi non paga」(私は(みかじめ料を)払わない人に払います)とのスローガンが記載されています。

運動に参加する商店主へのインセンティブを組み込んだ、たいへん結構な取り組みであると感じるとともに、この運動が現時点においても少数派としての取り組みにとどまっているようにも感じざるを得ませんでした。

あらゆる商店主がこの運動の理念に賛同して参加すれば、インセンティブはなくなってしまうからです。

実際問題として、この説明を受けた後、運動のロゴマークをなるべく探すようにしましたが、残念ながら、私が発見できたのは3店舗だけであり、街中のあらゆる商店



【写真2】

にこのロゴマークが掲出されているというわけではなさそうでした。しかし他方、ロゴマークを掲出している商店がマフィアの嫌がらせを受けて営業に困難を来しているという様子もみられず、普通に営業していました。私としても、運動に賛同する観点から少し買い物をして、写真を撮らせてもらいました。

## 5 若者への働きかけ

AddioPizzo 協会は、パレルモの旧市街において、若者の社会的包摂を目的に、他の地域団体とともに、サッカーやバスケットボールを通じて、若者に「連帯やルールを尊重することによる達成感」や「共同体における社会的責任」を体験させ、暴力による支配・被支配とは異なる社会的関係があることを認識させる活動をしています。これにより、マフィアによるリクルートに対抗しようとしているとのことでした。

マフィアを正当化する趣旨で語られる、「仕事がない以上、マフィアに関わるのは現実的な選択だ」とか、「マフィアは家族や地区を守るために必要な存在だ」とか、「マフィアは「悪」というより、伝統や文化だ」というような「伝説」をひとつひとつ問い直して解体し、実際にはマフィア以外の選択肢が存在するのだということを若者たちに示していくという、地道ながらも意義深い活動です。取締や規制以外の方法で若者への働きかけを行うという、NPO 法人らしい取り組みであるともいえます。

日本でも、いわゆる暴排教育が活発に行われています。パレルモで行われている活動の具体的内容としては異なる部分もありますが、反マフィア運動/暴力団排除運動において、若者に働きかけを行うことが重要であるという理念は共通していると感じられました。

また、イタリア経済は国内需要と輸出に支えられプラス成長を維持しています<sup>2</sup>が、シチリア島を含むイタリア南部では北部との経済格差(南北問題)が残っていると言われ、仕事が得られない若者も少なくないようです。シチリアでは、マフィアから没収した土地・施設を、協同組合などが使って農業・観光等の事業を行い、雇用や地域の経済を作る取り組みが進んでいるということでした。

## 6 ファルコーネの木

ファルコーネ判事が暗殺された後、ファルコーネ判事が住んでいたマンションの前に植えられている大木に追悼メッセージが書かれた紙が多数貼られるようになった

ため、その木は「ファルコーネの木」と呼ばれています【写真3】。シチリア州は、2009年に発出した行政命令により、「ファルコーネの木」を後世に伝えるべき重要な文化的遺産として「アイデンティティと記憶の場所」に登録しました<sup>3</sup>。

そのマンションは中心部からは少し離れているためか、NO MAFIA ツアーの見学ポイントには含まれていませんが、市街地のバス通りに面した場所にあるので、路線バスやタクシーまたは徒歩で訪れることができます。



【写真3】

筆者はメッセージカードを作って持って行くのを失念してしまっただけ見学のみとなりましたが、メッセージカードを持っていく場合は、カードを透明クリアファイルに入れて、リボンのような紐で木の枝に結びつけられるようにしておくといと思います。

## 7 まとめ

シチリア島では、1990年代初頭におけるマフィアの恐怖支配のような危険な状況はみられなくなっています。反マフィア運動は活発に活動しており、パレルモ市内には反マフィア運動に貢献のあった人物の大きな肖像画や記念碑などがあって、国内外から多くの見学者が訪れています。NO MAFIA ツアーに参加してもマフィアに妨害されることはなく、みかじめ料拒否運動のロゴマークを掲出している商店は平穩に営業を続けています。

しかし、マフィアが過去の存在ではないのもまた事実です。シチリア島を拠点とするマフィア組織「コーサ・ノストラ」に代わって、シチリア島に隣接するカラブリア州を拠点とするマフィア組織「スドラングタ」が勢力を拡大してイタリア最大かつ欧州でも有数の犯罪組織となっています。2021年には200人以上のマフィア構成員を被告人とする大規模な刑事裁判が行われました。引き続き、国際的な組織犯罪対策の取り組みを進める必要があると考えられます。

以上

<sup>2</sup> 日本貿易振興機構(JETRO)の2025年11月6日付け記事「イタリアの貿易投資年報」  
<https://www.jetro.go.jp/world/europe/it/gtir.html>

<sup>3</sup> その後、カパーチ虐殺記念碑も「アイデンティティと記憶の場所」に登録された。



## 民事介入暴力対策に関する四者協定の締結について —埼玉県における連携強化の取組—

弁護士法人 Monte 南浦和法律事務所  
埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員

青山 隆治



私は、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員として活動しております。

昨年、埼玉県において、埼玉県警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、埼玉弁護士会に、さいたま地方検察庁を加えた四者により、民事介入暴力対策に関する協定(以下「四者協定」といいます。)が締結されました。

もともと、埼玉県では、平成20年に、埼玉県警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター(当時)および埼玉弁護士会との間で「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」(以下、「三者協定」といいます。)が締結されていました。以来、三者がそれぞれ民事介入暴力事案等に関する担当窓口を設け、暴力団犯罪の被害者による被害回復訴訟や、暴力団事務所の使用差止請求などの具体的事案に連携して対応してきたほか、暴力団等反社会的勢力の活動実態や被害回復手法に関する理解の共有を目的とした研究会(勉強会)を継続的に開催するなど、連携活動を行ってきました。今回の四者協定は、この枠組みに検察庁が新たに加わったものです。

刑事事件において被疑者の起訴・不起訴を決定し、公判や被害者参加に関与し、判決確定後の刑事記録や不起訴記録を保管しているのは検察庁です。民事介入暴力事案対策を具体的に進めるにあたり、検察庁の理解がいかに重要であるかは、多くの皆様にもご理解いただけたところと思います。

近年、匿名・流動型犯罪グループの例を挙げるまでもなく、暴力団等反社会的勢力の活動は潜在化す

るとともに、特殊詐欺等の組織化も進展しています。こうした状況下では、実態把握や情報共有を進め、被害者との接点を確保するためにも、検察庁を含めた連携の必要性は年々高まっています。

一方、全国的に見ると、都道府県警察、暴力追放センター、弁護士会の三者協定は広く締結されているものの、検察庁との関係性は地域によって様々であり、埼玉県においても、これまで組織的な連携は十分とはいえませんでした。

このような状況のもと、埼玉県では次のような経緯を経て四者協定の締結に至りました。

従来、埼玉県警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、埼玉弁護士会(民事介入暴力対策委員会)の三者では、前記した平成20年に締結した協定に基づき、具体的には、毎年「民暴研究会」という名称の勉強会・研究会を開催し、テーマを設定して検討や意見交換を行ってきました。内容は、暴力団等反社会的勢力の情勢報告のほか、暴力団代表者に対する損害賠償請求訴訟、暴力団事務所の明渡・使用差止請求、適格団体訴訟、民事訴訟における住所・氏名等の秘匿制度など、各種訴訟・制度の検討や、それらの制度と関連した具体的事案の報告など多岐にわたります。

この研究会に、まずはさいたま地方検察庁の検察官にオブザーバーとして参加していただき、協定の実情や、活動内容を直接見ていただくこととしました。被害回復活動を進める上で、検察庁との接点が不可欠な事例が増えていたためです。

例えば、反社会的勢力に対して具体的な請求を行う際、刑事事件の経過をどこまで把握できるかは請求の成否に大きく影響します。不起訴となり関係資料が不起訴記録として扱われるとアクセスが困難となり、実際の請求や被害回復が難しくなる場合もあります。このような実情を踏まえ、研究会への参加をお願いしました。

それまで、個々の弁護士として検察庁と連絡を取ることにはあっても、民事介入暴力事案に関し、埼玉弁護士会(民事介入暴力対策委員会)として連絡をとることが出来なかったため、当初、検察庁のどの部署に連絡を入れれば良いのかも覚束ない状態であり、当趣旨が十分に伝わっていないのではないかと不安に感じた時期もありましたが、最終的には検察官に出席していただくことができました。その後、検察庁として協定に参加する機運が高まり、四者協定締結に至ったものです。

検察庁関係者にお伝えした具体例としては、特殊詐欺等の被害者が、捜査・公判終了後にどのように賠償請求を行っているか、その際に捜査・公判記録がどのように活用されているか、暴力団員が関与した刑事事件を契機に、住民運動等を経て事務所使用差止請求がなされるまでの経過などがあります。個々の刑事事件がその後の反社会的勢力排除活動にどのように影響しているかの具体的なイメージを共有することが目的でした。

研究会や打ち合わせに参加した検察庁関係者からは、「代表者訴訟等の実情や三者協定の存在を初めて知った」「捜査・公判後も三者が活動していることが分かった」といった感想があり、一定の理解促進につながったものと感じています。

そして、今後は、平素から四者にそれぞれ担当窓口が設けられ、民暴研究会などへの継続的な参加がされることで、更に、理解促進や連携が進むことが期待されます。

ところで、私たちは反社会的勢力による被害者から委任を受けて活動していますが、被害者が自ら弁護士を探して相談に至る例は多くなく、関係機関を通じて紹介されることが大半です。そのため、警察・検察関係者をはじめ、反社会的勢力やその被害者と日常的に接する方々に、私たちの活動を理解していただいているかどうかは、被害者が支援にアクセスできるかどうか大きく影響します。

実際には、私たち弁護士が思っている以上に、民事介入暴力対策活動や関連制度は広く知られていないのが現状です。警察関係者からも「弁護士と仕事をするのに心理的抵抗があった」というお話とともに、「民事介入暴力に関する弁護士の活動は初めて知った」との声を聞くことがあります。実際の捜査の局面では弁護士と警察とが対立することが通常で、日常的な交流は一般的には少ないですから、一般の警察関係者に知られていると思うほうが間違っているのかもしれませんが。検察関係者にあっても同様のことと思います。

また、弁護士の間でも、適格団体訴訟や代表者訴訟の仕組みについて十分に知られていない場面に接することがあります。

弁護士の業務は個別事件対応が中心となりやすく、制度や活動内容を広く発信する機会は必ずしも多くありません。しかし、被害回復と反社会的勢力排除の取組を実効的なものとするためには、制度や活動の周知、関係機関との相互理解の促進が不可欠です。

率直に申し上げますと、私は、これまで、制度や活動内容を知ってもらうことの大切さにあまり気づいていなかったところがありましたが、今後は、各種制度や活動の研鑽に加え、その周知にも一層努め、関係機関との連携のもと、被害回復と反社会的勢力排除の取組をさらに前進させていきたいと考えています。

以上



暮らしを支える企業からのメッセージをご紹介します。

## 反社会的勢力との対峙

住友不動産株式会社

顧問 工藤 徳之

### 1 はじめに

私が勤務する住友不動産は、400年の歴史を持つ住友グループの中核、住友本社を継承する会社として1949年に設立され、現在はグループ従業員約15,000名を擁する日本を代表する総合不動産会社です。

令和6年9月、私は警視庁東村山警察署長を最後に退任し、同年10月から縁あって同社顧問として勤務させていただいております。社内各部門から寄せられる相談や報告を受領し、拙い限られた経験値を生かしながら、最も適切かつ妥当な方策の提示・助言に努め、状況に応じて警察とのパイプ役ともなりながら、多岐にわたる事案の対応に当たっています。

### 2 暴力団構成員の排除（弊社の事例から）

某日、とある賃貸マンションで契約更新時期のタイミングに、関係機関から「入居者のAは反社ではないか？」との疑義が寄せられたことから、必要な調査を開始しました。定期受領している暴力団情報で構成する社内データベースにはヒットしなかったものの、インターネット検索では、Aの氏名を指し示した暴力団員を窺わせる書き込みが複数確認できたのです。

そこで、関係機関に対し、所定の手続きで属性照会を実施したところ、現役の暴力団構成員であることが判明し、以後、暴力団排除条項を根拠に退去に向けた手続きに移行しました。手続き開始直後、Aは暴力団員特有の虚勢を張り、反抗の姿勢をちらつかせたものの、大きなトラブルもなく推移し退去に至りました。

本事案の要因を考えると、当該賃貸借契約は、Aの継母が社長を務める飲食関連企業の法人契約であり、契約物件へのAの入居利用は把握していたも

のの、この法人契約が、いわば盲点となってチェックをすり抜けていたものと考えられます。加えて、社内データベースを構成しているデータはその性質上、暴力団構成員すべてを網羅している訳ではありませんが、そうしたことへの認識をやや欠いていたことも要因の一つになっていたかもしれません。

つまり、本件から言える教訓は、言うまでもなく、当初契約時に、様々な角度から二重、三重のチェックを施すとともに、既存データのみを過信しないことと言えます。

### 3 結びに

以上、暴排活動事例の一端をご紹介しましたが、今般、最も悩ましいのは、暴力団準構成員や半グレ、社会問題化している匿名・流動型犯罪グループの見極めやその把握です。

つまり、反社会的勢力の排除という目的達成のためには、このいわばグレーゾーンをクリアしていくことが必須であり、今後の大きな課題であると実感しております。

具体的には、例えば、トクリュウ版の関係法令の整備や新たな情報利用環境の構築が待たれるところですが、今後も関係機関や警察と緊密に連携を図りながら、弊社の行動指針のひとつにも掲げられている「反社会的勢力との関係遮断」を不断に実践し、その社会的責任を果たしてまいります。

各方面の皆様には、引き続きのご指導をお願いいたします。



# 特殊詐欺被害防止のための 企業としての取組

第一生命保険株式会社

総務部総務課 ラインマネージャー 川浦 良樹

生命保険会社である当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し被害防止に努めています。契約者や取引先に係る反社属性照会等を通じ、「全国暴力追放運動推進センター」の皆さまには日頃より多大なるご協力・ご支援をいただき、ありがとうございます。

近年では暴力団員の排除に加え、従業員・家族及びお客さまの特殊詐欺からの被害防止対策にも注力しています。しかしながら警察からの情報によると詐欺手口は年々巧妙化しており、従来の注意喚起だけでは従業員やお客さまの財産を守れず、被害拡大を防げないという危機感を覚えておりました。

そこで一年前より、警察OBが就く当社独自の役職である「調査役」の知見や警察からの情報を活かし、全従業員への防犯案内を「調査役だより」と名付け、定期的な発刊を開始しました。特に特殊詐欺の手口や特徴を具体的に記載して、被害防止の教育を図るとともに、お客さまへの説明資料としても活用できる内容としています。さらに、全国約3.7万人の営業員に向けたコンプライアンス教育では、調査役自ら動画研修に出演し、「調査役だより」の内容の理解促進と実践的活用を呼びかけました。

「調査役だより」で教育した典型的な特殊詐欺手法

- ②「+」ではじまる国際電話で、「ニセの警察署・電話番号」から架電がある
- ②LINEに誘導して、「ニセの制服警察官」が映像に出て、「偽造の警察手帳」・「偽造の逮捕状」を見せる(LINEに登録した自分の名前が、自動的に逮捕状に表示され、本物の逮捕状と勘違いする)
- ③ニセの警察官から、「他の警察官に他言しても守秘義務違反で逮捕する」と脅される

こうした周知活動のおかげもあり、当社では「詐欺に遭われているお客さまを説得し、警察官騙りの特殊詐欺被害を防止することができた」という好事例も複数確認されています。

具体例の一つ挙げますと、今年の夏、お客さまがLINEの映像通話に誘導される「警察官騙りの特殊詐欺」の事案が発生しました。この種の被害では、

お客さまが「自分は詐欺に遭っていない」と強く思い込み、周囲の説明を受け入れられないケースが少なくありません。当該事案においても、当初は警察官を名乗る詐欺手口とみられる旨を説明しましたが、お客さまは強い思い込みの状態にあり、通常の説得では理解を得ることが困難でした。そこで活用したのが、「大阪府警察提供・スマホアプリ」の「仮想体験ツール」です。このアプリでは、実際のLINEによる詐欺と同様のやり取りを疑似体験できるため、当社の担当営業員からご家族経由でお客さまに実際の画面をお見せした結果、同様の手口映像に驚かれ、詐欺に気付かれたことで、被害防止につながることができました。お客さまの被害防止に貢献できただけでなく、当社従業員が警察署長から表彰を受けるなど、業務への士気向上にもつながり、相乗効果が表れています。

さらに、「警視庁提供・スマホアプリ」の「デジボリス」は、昨年12月のバージョンアップにより「外国からの国際電話」(+から始まる電話番号)による「特殊詐欺の電話」を拒絶することが可能となり、こちらのアプリも早速従業員やお客さまにダウンロードを推奨しています。

※現場に役立つ参考資料をWeb版に掲載しています。⇒



今後も、①従業員・お客さまの財産保護 ②資金を犯罪組織に渡さない ③被害防止による社会的信頼の獲得 ④従業員の社会貢献意識の向上という四つの柱を念頭に、安心・安全な地域社会の実現のために、社内での防犯教育を推進して参ります。

最後になりますが、本年4月には、当社の親会社は「第一生命ホールディングス株式会社」から「株式会社第一ライフグループ」に社名変更し、グループ全体で生命保険の枠を超えて一人ひとりの多様な人生の可能性をひらく企業を目指して参ります。防犯活動を通じて社会からの信頼と絆を深めて、多様な幸せと希望に満ちた世界の実現に貢献していく所存です。今後とも、皆様からのご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

# 形式から実践へ ー 反社会的勢力対応の最前線で思うこと

エヌエヌ生命保険株式会社

反社会的勢力への対応は、この十数年で大きく進化した。暴排条項の整備、反社チェックの仕組み、マニュアルやガイドラインの整備。制度として見れば、企業の反社対応は一定の完成度に達したと言ってもよいだろう。

しかし同時に、反社会的勢力の側も変化している。ルールが整備されれば、その網をかいくぐる手口はより巧妙になる。表から姿を消し、地下に潜り、関係性を複雑化させる。これはイタチごっこであり、人類の常でもある。完全な解決を期待すること自体が、現実的ではないのかもしれない。

そうした状況下で、現在の反社対応において最も重要なのは、「新しいルール」ではなく、「実践」であると感じている。なぜなら、相手が明確なルール違反を犯し、分かりやすく尻尾を出してくれることは、もはや期待できないからだ。

現場を指導する立場として、私が最も危うさを感じるのは、マニュアル偏重の判断である。「マニュアルに反していないから問題ない」「ガイドラインを順守しているから大丈夫」。そうした流れ作業的な判断は、一見すると合理的であり、安全に見える。しかし、その危うさはいくら強調しても強調し過ぎることはない。

例えば、形式上は必要書類がすべて揃い、反社チェックにも該当がない。にもかかわらず、取引の背景や関係者の説明がどこか曖昧で、質問を重ねるほどに話が整理されていくような場面がある。マニュアル上は問題なしと整理できてしまうが、その「説明が後から整っていく感覚」こそが、現場でしか拾えない違和感である。

近年は、AIの活用も進んでいる。作業の迅速化や効率化という点で、AIは極めて便利なツールである。一方で忘れてはならないのは、AIはユーザー

の指令、すなわちプロンプトによって動きが大きく左右されるという事実だ。表面だけを滑らせる使い方をしようと思えば、AIほど都合の良い道具はない。逆に、疑問を深く掘り下げ、違和感を検証するためには、これほど強力な武器もない。まさに、どう使うかは騎手次第である。

マニュアルはあくまで最低限である。現場の最前線の難しさは、その先にある。想定外の事象、微妙な違和感、白とも黒とも言い切れない判断。その連続の中で、最終的に問われるのは、個々人の姿勢と覚悟である。

反社会的勢力を排除しようとする使命感。常識を常に自問自答するバランス感覚。そして、「自分が最後の砦である」という当事者意識。完璧ではない人間が行う仕事だからこそ、悔いのない判断を積み重ねたい。その積み重ねこそが、企業を守り、ひいては社会全体の安全につながると信じている。

暴力団追放運動は、制度を整える運動から、実践を支える運動へと、次の段階に進みつつある。現場で迷い、立ち止まり、それでも考え続ける人間を支えること。その積み重ねこそが、静かだが確かな暴排の力になると考えている。



# あ る 日



## 相談委員としての所感



(公財)福島県暴力追放運動推進センター

相談委員 渡辺 毅

令和5年3月、福島県警察を定年退職し、福島県暴力追放運動推進センターに非常勤職員として再就職させていただき3年になります。

私の主な業務は、相談業務、不当要求防止責任者講習の諸業務になります。

当センターには、県庁所在地である福島市に事務局を兼ねた福島相談所と県の中央部に位置する郡山市に郡山相談所の2か所があります。郡山市は、昭和50年頃、東北のシカゴと呼ばれるほどで、昭和63年、平成元年には地元暴力団と進出してきた暴力団との間でけん銃発砲を伴う抗争事件が発生したこともあり、郡山相談所は重要な役割を担っていた時期もありますが、暴力団勢力が減少してきた現在では東北のウィーンと呼ばれるほど悪いイメージも払拭され、現在の郡山相談所は不定期で相談所を開設しています。

当県の暴力団勢力の推移ですが、平成4年には1200人弱の構成員等が確認されていました。その後、暴対法施行により一時的に減少したものの平成14年から約10年間は1000人を超える構成員等が存在していましたが、平成23年に施行された福島県暴排条例の効果もあり、構成員等の数が減少傾向に転じ、令和7年1月には約330人になっています。

相談件数は、平成23年に発生した東日本大震災の後、復興・再生事業関連会社や金融機関からの

相談(属性照会)が大幅に増大し、2000件を超える相談を受理した時期もありました。その後、暴力団構成員等が年々減少していること、復興・再生事業は未だ道半ばではありますが、一部地域を除いては事業も落ち着きを見せてきているため、相談件数も減少傾向にあり、令和6年の相談件数は100件を切るまでに減少しました。現在の相談状況は、暴力団による犯罪の被害者からの相談は少なく、相談のほとんどは属性照会ですので、皆さんに紹介できるような相談案件はありません。

当県では、不当要求防止責任者講習において実施しているアンケートで、暴追センターの名称の認知度を確認する質問がありますが、平成6年度での結果では約45パーセントの受講者はセンターの名称を初めて知ったという方でしたので、広報活動等の重要性を感じました。暴追センターの事業などを知らず、「暴力追放」という名称が付いているため、DVに関する相談の電話が架かってくることもありますので、相談者が相談窓口をいろいろ探して当センターに電話を架けてきたのだと思いますし、暴追センターの事業などを知らないまま相談されてきていると思われるので、適切な相談窓口を案内できるようにしています。

また、警察に相談しているながらも思うような結果を得られずにセンターに電話を架けてくる方もみられます。適切な処理・解決をさせていただくことが暴追センターの役割だと思っています。広報活動でセンターの認知度を上げて、センターに相談してもらうことも必要となります。

暴追センターで働き始めてから感じたことは、警察官の権限がいかに大きなものであったかということです。相談員には何の権限もないため、相談に対して歯切れの悪い話しかできないことありますが事案の解決が困難であると判断できれば、警察、弁護士会の力を借りて、相談案件に取り組んでいきたいと考えています。

## 相談委員として



(公財)  
暴力追放三重県民センター

相談委員 藤本 晃

### 1 はじめに

私は、令和4年3月に三重県警察を定年退職し、同年4月から暴力追放三重県民センターの相談委員として勤務しております。

警察官在職中は主に所轄の交通課で勤務しており、暴力団対策に関わる業務とはほぼ無縁で、全く畑違いの暴力追放三重県民センターに勤務するにあたり不安でした。

しかし、警察本部刑事部組織犯罪対策課からの指導・教養と、在職中の各種講習で人前に立ち話す事に慣れていった点、さらに、交通安全対策や道路の新設・改良工事等の協議で行政機関と建設業者等に接点があったことから、不当要求防止責任者講習受講者に面識を有する方が多数いたおかげで、どうにか勤めている次第です。

### 2 不当要求防止責任者講習について

当センターではセンター主催の講習を年4回開催しているほか、企業や各種の団体、行政機関からの要請を受けて行う講習も実施しており、毎年度、40回以上(選任と定期講習の延回数では80回以上、受講者数は年間概ね1600名前後)を行っています。

講習ではセンター主催の講習は無論、それ以外の講習にも講師としてほぼ毎回、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属する弁護士に講師をお願いしていますが、受講者にとって平素関わることのない弁護士の講義を受けることのできる貴重な機会であると好評を得ています。

また、相談委員の私にとっても、弁護士の方々の広い知見は大変勉強になっています。

### 3 カスハラに対する取組み

カスハラが社会問題とされる情勢の中、三重県桑名市は昨年4月、全国で初めて、悪質な事案で行為者の氏名を公表することができるとした事実上の制裁措置を盛り込んだカスハラ防止条例を施行しました。

この条例では、カスハラ認定にあたり桑名市カスハラ対策委員会が案件の調査審議を行うとされており、対策委員会の委員長に当センター理事長が選出され、対策委員には当センター専務理事が委嘱されています。

暴力団等反社会的勢力の不当要求行為対策とカスハラ対策は全く同じものではありませんが、不当要求行為対策の基本を押さえていればカスハラ対策にも充分応用できるという観点から、当センターとしては、講習を通じて受講者にカスハラ対策への認識を深めてもらうとともに、暴力団の潜在化により、ともすれば忘れがちとなりがちな暴力団の排除意識の醸成に努めています。

### 4 おわりに

相談委員としての仕事に就き4年近くになりましたが、慣れに流されることのないよう「初心を忘れず」と自戒しつつ業務に携わりたいと思っています。



# センターだより

## 東西南北

### 試行錯誤の広報啓発活動

#### (公財)岩手県暴力団追放推進センター

暴排の広報・啓発活動は、どちらのセンターでも頭をひねって知恵を絞り、より効果的な活動ができないものか試行錯誤されていることと存じます。

当センターでは、前任の専務理事のカリスマ的な情報発信力により展開してきた事業を継承しており目新しいことはありませんが、主な広報啓発事業について紹介します。

#### 1 センター等の名称入りボールペンの配布

前専務理事が会議などで配布したことがありご存じの方もいらっしゃると思います。書きやすさに定評がある三菱鉛筆のジェットストリームに当センターの名称等をプリントし、主に不当要求防止責任者講習や、県警で主催する各種イベントで配布するなどして、当センターの知名度の向上を図っています。

#### 2 ポケットティッシュ広報

本年度(令和7年)から始めている事業で、治安上の脅威となっている匿名流動型犯罪グループによる闇バイトや特殊詐欺の被害防止をコンセプトにティッシュの広告をデザインし、現在まで追加発注も含めて3万個を購入しています。生活安全企画課を窓口として「全国地域安全運動」等のイベントで各署に交付している他、県内各自治体の暴排組織や暴力団追放県民大会においても参加者に交付しています。安価で汎用性が高く、県警からは「巡回連絡でも配布できるので助かります。」と好評を博しています。

#### 3 テレビ見逃し配信「TVer」の動画広告

原稿を執筆している時点で未だ制作途中ですが、前専務理事から事業を引き継いで本年4月には県内で配信する予定です。プロ顔負けの似顔絵センスがある岩手県警の女性事務職員に、一昨年の暴力団追放県民大会で講師を依頼したリーゼント刑事こと秋山博康氏の似顔絵を作成していただき、この似顔絵をTVerに登場させ特殊詐欺

の被害防止やトクリュウによる闇バイトの根絶を啓発する動画にする予定です。

以上、広報啓発活動の一端を紹介しましたが、各地の暴追センターの取組も勉強させていただき、限られた予算内でより効果的な広報啓発活動を実践してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

### 高校生参加による地域安全・暴力追放 「安全・安心なまちづくり山梨県民大会」の開催

#### (公財)山梨県暴力追放運動推進センター

昨年10月15日、令和7年度山梨県民大会(主催～山梨県、山梨県教育委員会、山梨県警察、山梨県銃器対策推進本部、(公財)山梨県防犯協会、(公財)山梨県暴力追放運動推進センター)を甲府市内のリッチダイヤモンド総合市民会館芸術ホールにおいて開催しました。

はじめに、オープニングアトラクションとして県警音楽隊・カラーガード隊による演奏を行いました。

第1部では、主催者の挨拶、来賓から祝辞を頂くと共に、暴力追放活動に尽力された2団体・個人2名の他、防犯功労のあった団体・個人への感謝状の贈呈等が行われました。続いて、甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟会長による力強い大会宣言が行われ、満場一致の拍手で採択されました。

第2部では、昨年まで福岡県警少年サポートセンターにおいて子どもを守るサポレンジャーのレッド隊長として相談・支援活動等でご活躍され、現在は、スクールカウンセラー、公認心理師、保護司として全国で数多くの講演や研修会の講師として活動されている安永智美氏をお招きし、「入口暴排」の講演を頂きました。この講演には、近年問題となっているトクリュウによる「闇バイト」による実行役として若者が狙われている実態を踏まえ、若年層の暴排意識を高めてもらう観点から地元の高校生170人も聴衆として加わり開催しました。

最後に、県警が委嘱している「やまなし防犯大使」のシンガソングライターの伸太郎氏による特殊詐欺被害防止を呼びかけるミニコンサートを行い、盛況のうちに閉会しました。

## 集いの場から広げる暴排

### (公財)滋賀県暴力団追放推進センター

#### 1 令和7年度暴力団追放滋賀県民大会の開催

令和7年11月26日、大津市民会館大ホールにおいて、当センター、大津市防犯協会暴力排除推進協議会、滋賀県警察の共催のもと約350人の参加をいただいて「令和7年度暴力団追放滋賀県民大会」を開催しました。

第1部では主催者、来賓の挨拶等の後、暴力団排除活動に尽力された功労団体に近畿ブロック表彰、県表彰が各2団体に贈呈され、その後、草津・栗東防犯自治会暴力追放協議会会長による大会宣言が行われ、満場一致で採択されました。

第2部では、元福岡県警察官で、スクールカウンセラー・公認心理士の安永智美さんによる「犯罪・暴力団を生まない“入口暴排”は子どもの健全育成と非行防止～救えたはずの子ども達から託された願い～」と題する講演で、安永さんの実体験に基づいた、少年の闇バイト、暴力団加入や売春・薬物乱用・いじめ等の事例を中心に語っていただきました。

大会終了後、参加者からは、特に「被害者家族からの託された願い」を伝える手紙の朗読場面等が印象的であったなどと好評でした。



安永智美さんによる講演状況

#### 2 イベント会場等における暴排啓発活動

当センターでは、県民の暴力団等排除意識が稀薄にならないよう、イベント会場への来場者等に対して暴力団等排除意識の気運を今後も維持していくために啓発活動を行っています。

令和7年10月19日、皇子山総合運動公園陸上競技場において開催されたレイラック滋賀FCのホームゲーム会場入場口、また同年11月8日、瀬田ゴルフコースで開催されたLPGAオフィシャルイベントTOTOジャパンクラシック大会の会場シャトルバス乗降口付近等で暴排啓発活動を行いました。

各会場では、多くのサッカーファン、ゴルフファンで賑わう中、当センター、滋賀弁護士会、滋賀県警察本部、大津警察署等との共催でブースを展開し、「暴力団排除」、「不当要求断固拒否」等の啓発活動を実施しました。



レイラック滋賀FC試合会場での啓発状況

## “入口暴排” 島根モデルの挑戦

### (公財)島根県暴力追放県民センター

#### 1 今年も「入口暴排」をテーマに高校生参加の暴追大会を開催

闇バイトなどで若者が犯罪に加担させられる実態から、若者層の暴排意識を醸成するため「入口暴排」をテーマとした高校生参加の「暴力追放・銃器根絶島根県民大会」を令和5年から開催しており、「島根モデル」として各県にも広がっているところです。

令和7年も高校生250人の参加を得て盛大に開催しました。

第一部は、暴排活動功労1団体に表彰状が授与、暴排活動支援4団体に感謝状が贈呈されました。

第二部では、社会学者でノンフィクション作家の廣末登氏を講師にお招きし「闇バイトと匿名・流動型犯罪の実態」と題して特別講演が行われました。

トクリュウの実態、闇バイトに関わる若者が抱える問題や闇バイトに巻き込まれた場合の対応などの内容を高校生にも分かりやすく説明をしていただきました。



高校生によるパフォーマンス

第三部では、高校チアリーディング部によるパフォーマンスが披露され、大いに盛り上がりました。

参加者からも「いい大会だった」と好評を得ました。

大会の様子は、3高校2中学校などに同時配信してリモート参加していただきました。

## 2 広報啓発ポスターの作成

闇バイトや暴排条例の一部改正(特別強化地域の指定等)、カスタマーハラスメントへの対応など反社の実態、警察行政の取組や講習受講者のニーズも踏まえ、令和7年度に3種類の広報啓発ポスターを作成しました。ポスターは①「闇バイトから子どもを守る」 ②「みかじめ料は払わない」 ③「不当要求(カスハラ)には応じない」という3種類で、講習等で配布するほか教育機関、行政機関や公共機関などに広く配布しています。



①



②



③

## 街に出る暴排

(公財)大分県暴力追放運動推進センター

昨年度、当センターが実施した主な活動を紹介します。

### 1 暴力追放パレード

飲食店利用者の増加が見込まれる年末を控えた11月5日(水)、大分市中心部の最も人通りが多い商店街の一つ、セントポルタ中央町商店街で大分県飲食業生活衛生同業組合主催による暴力追放パレードを行いました。

このパレードは、飲食店をより安全安心に利用して貰おうと同組合が初めて企画したもので警察本部及び管轄警察署の組織犯罪対策係員と当センター職員も参加しました。当センターから横断幕やのぼり旗、啓発物品を提供し、行き交う人に暴力追放を呼び掛けました。コロナ禍以降初めてのパレードでしたが、同組合員の皆さんの熱意により力強く効果的な広報を行うことができました。

### 2 ラッピングバス

7月から1年間、バス利用者が多い大分市内の2つの

バス運行エリアにおいて車体後部に当センターの名称等を分かりやすくデザインしたラッピングバス2台を運行しています。

ラッピングバスは、エリア内の様々な路線・時間帯で終日運行され、停留所や渋滞、信号待ち等で長時間視認されやすく、幅広い世代のより多くの人の目に触れ記憶に残りやすいといった効果が期待されます。

今回は、当センターの認知度向上とともに社会問題の一つとなっている国際電話詐欺や闇バイトの被害防止についても呼び掛けました。



## コラム

### 広報は「届いてこそ意味がある」

各地のセンターの取組を拝見していると、広報啓発のやり方が少しずつ広がってきているのを感じます。ボールペンやポケットティッシュの配布、イベント会場での声かけ、さらには動画配信サービスの活用など、それぞれの工夫には多くのヒントがあるように思います。

こうした取組を見ていると、あらためて「相手に届くこと」の大切さを考えさせられます。どの活動も、必要な方に届いてこそ、その力を発揮するものだと感じます。

闇バイトなど、近年の犯罪のあり方も変化しており、広報の役割はこれまで以上に大きくなっています。だからこそ、「どう伝えるか」とあわせて、「どうすれば届くか」を考えていくことが、ますます重要になってきているのではないのでしょうか。

各地の取組に学びながら、これからの広報のあり方を一緒に考えていければと思います。



1



2



3



4

終



作者紹介：ベンジャミン寺門のペンネームで SNS にオリジナル漫画を投稿している元茨城県警察署長

# 都道府県センター紹介

## (公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター

所在地 〒892-0838  
鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番301号 鹿児島県住宅供給公社ビル322号室  
電話 099-224-8601 FAX 099-224-8602  
業務時間 毎週月～金(土・日祝祭日を除く) 8:30～17:15

当センターは、JR九州新幹線等が発着する鹿児島中央駅や県内随一の歓楽街である天文館まで徒歩約15分の鹿児島市新屋敷町に所在する県住宅供給公社ビルの3階にあり、専務理事以下常勤職員5名体制で業務にあたっています。



隣接する加治屋町は、幕末明治の英傑西郷隆盛や大久保利通等の生誕地であり、鹿児島市の観光スポットとして知られています。

活動については、令和7年10月28日(火)、鹿屋市文化会館において、県民等約400人の参加を得て、第34回暴力追放県民大会を開催しました。

大会の第2部では、県警組織犯罪対策課総括情報官である福迫警視による「匿名・流動型犯罪グループ対策」と題する講演を実施しました。

また、令和7年12月10日(水)当センターと同地区にある鹿児島中央地区防犯団体連合会が地区住民・職域、団体等の協力の下、昨年から実施している「犯罪のない安心安全まちづくり中央大会」の開催に際して、暴力団追放意識の普及広報の協力を要請し、暴力追放や特殊詐欺・闇バイトの犯罪抑止を盛り込んだ大会宣言や天文館地区の中心部においてシュプレヒコールを交えたパレードを実施しました。



今後とも「暴力団が存在しない明るく住みよい鹿児島」の実現を目指し、県警、民暴弁護士との更なる連携と暴排協議会・団体等の協力を得ながら、暴力追放運動を継続してまいります。

## (公財)北海道暴力追放センター

所在地 〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目1番1 北海道庁緑苑ビル庁舎1階  
電話 011-271-5982 FAX 011-271-5987  
業務時間 毎週月～金(祝祭日を除く)9:00～17:00

当センターは、昭和35年12月に創設された「北海道暴力追放運動推進協議会」を母体として、平成4年4月に設立されました。他府県との違いは、広大な地域をカバーするため札幌本局のほか、函館・旭川・釧路・北見に各支局を設置し、5つの事務所で運営していることです。

職員は、札幌本局が専務理事以下5名と臨時職員1名、各支局は支局長1名が常勤し、例年4月上旬に各職員間の意思疎通を図るため、職員研修会・意見交換会を開催し士気の高揚と親睦を深めています。

当センターでは新たな試みとして、少年院の在院者に対する「入口暴排(社会復帰支援講義)」を実施し、暴力団等の現状や闇バイトの危険性と末路などを紹介しました。また、警察学校で行われている「組織犯罪対策専科」の専科生に対し「当センターの活動概要」の講義を一時限行い、新たに組対部門に配置となった警察官に地域暴追協・当センターの存在や活動内容等を周知させております。これらの試みは通年実施の方針です。

例年、警察本部・民暴弁護士・当センターの三者で、民事介入暴力対策研究会を開催していますが、個々の研究発表のみでディスカッションが減少傾向にあったため、本年度は当センターが事務所の使用差止め相談を受理する想定事例に基づき、如何なる業務があるか、三者の任務・役割等の時系列表を作成して議論したところ、これまでにない闊達な研究会となりました。



写真左～緑苑ビル、右奥～道庁赤レンガ

## 編集後記

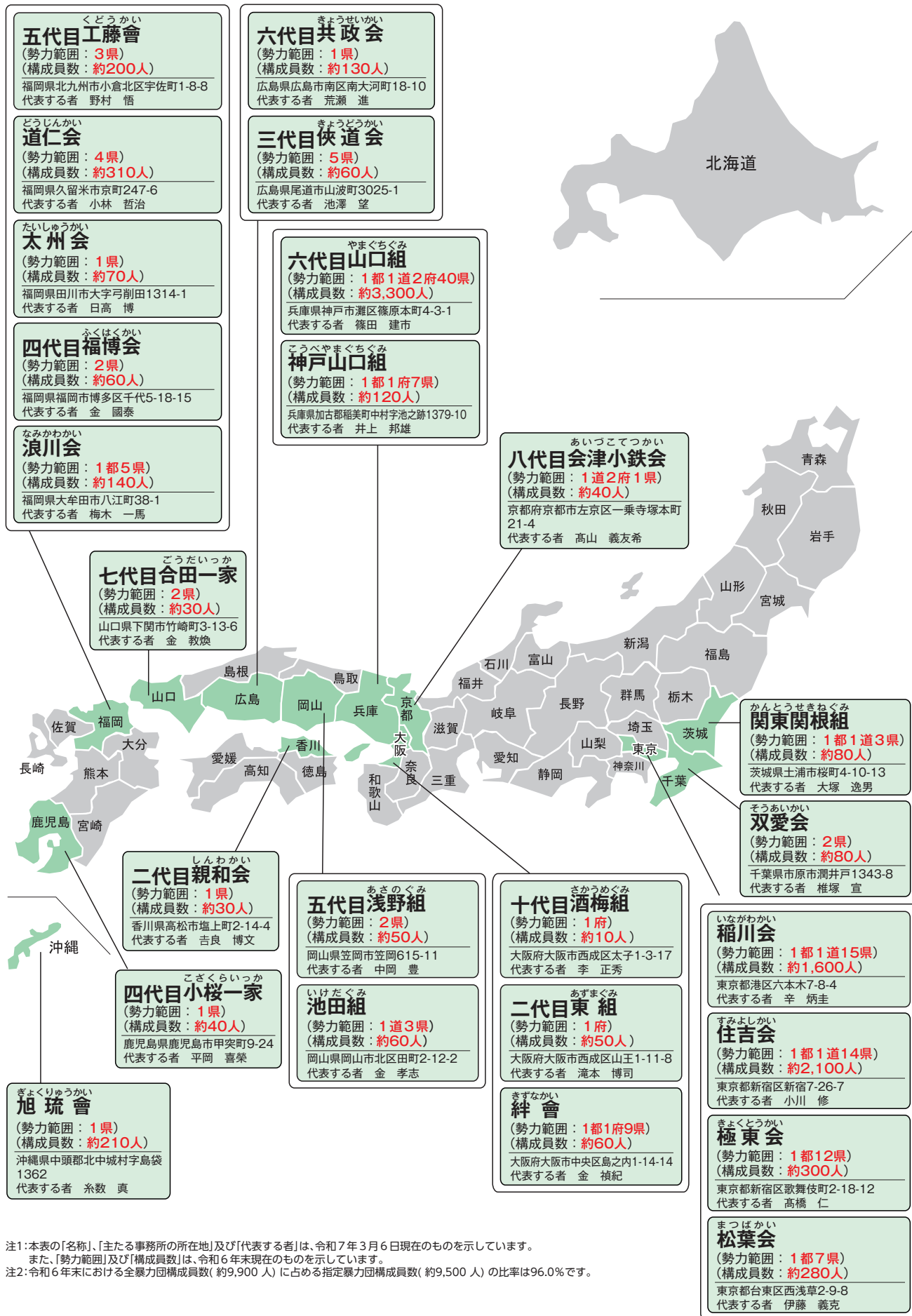
- ☆ 新年度を迎え、春の訪れを感じる季節となりました。新しい年度のスタートにあたり、本年も皆さまの安心と笑顔につながる情報を、丁寧にお届けしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。
- ☆ 「こんな演技、宇宙一です!」。ミラノ・コルティナオリンピックでは、失意のドン底からトップへ舞い上がった大逆転劇が強く心に残りました。フィギュアスケート「りくりゅう」ペアは、苦しい状況の中でも「あきらめない」という言葉を胸に、最後まで挑み続けました。ふと思いついた時、熱いものがこみ上げます。
- ☆ イタリアを舞台にしたこの逆転の物語に重ねるように、本号では、鶴巻弁護士より特別寄稿をお寄せいただき、ジョバンニ・ファルコーネ判事の事績を通じて、暴力に屈しない社会のあり方について多くの示唆をいただきました。国や時代を超えて共有される理念は、私たちの日々の暴排活動を改め

- て考える機会を与えてくれるものと感じております。
- ☆ このほか、3社の協力会員のご担当者の方々からご寄稿をいただきました。それぞれの現場での経験に裏打ちされた内容で、実務の参考としてぜひご一読いただきたいものばかりです。また、新企画として、ベンジャミン寺門さんによるマンガ企画を掲載しました。読みやすいストーリーの中に、大切なメッセージが込められています。
- ☆ 主な行事予定として、4月23日(木)には「相談委員・責任者講習担当者研修会」を、7月1日(金)には「専務理事・事務局長等研修会」を予定しております。
- それぞれの現場での知識と経験を共有し、地域の安全につなげていく機会として、充実した内容となるよう準備を進めてまいります。
- ☆ 警察庁で人事異動があり、組織犯罪対策第一課長が鎌谷陽之氏から安枝亮氏に交代しました(1月23日付)。

# 指定暴力団の状況

(令和6年末現在)

## 指定暴力団分布図 (25 団体)



注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和7年3月6日現在のものを示しています。  
また、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和6年末現在のものを示しています。  
注2: 令和6年末における全暴力団構成員数(約9,900人)に占める指定暴力団構成員数(約9,500人)の比率は96.0%です。



全国暴追センター・シンボルマーク  
『パンチくん』

## 都道府県暴力追放運動推進センター相談電話

- |                                               |                                            |                                             |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|
| (公財)北海道暴力追放センター<br><b>011-271-5982</b>        | (公財)長野県暴力追放県民センター<br><b>026-235-2140</b>   | (公財)岡山県暴力追放運動推進センター<br><b>086-233-2140</b>  |
| (公財)青森県暴力追放県民センター<br><b>017-723-8930</b>      | (公財)静岡県暴力追放運動推進センター<br><b>054-283-8930</b> | (公財)暴力追放広島県民会議<br><b>082-228-5050</b>       |
| (公財)岩手県暴力追放推進センター<br><b>019-624-8930</b>      | (公財)富山県暴力追放運動推進センター<br><b>076-421-8930</b> | (公財)山口県暴力追放運動推進センター<br><b>083-923-8930</b>  |
| (公財)宮城県暴力追放推進センター<br><b>022-215-5050</b>      | (公財)石川県暴力追放運動推進センター<br><b>076-247-8930</b> | (公財)徳島県暴力追放県民センター<br><b>088-677-8930</b>    |
| (公財)秋田県暴力追放運動推進センター<br><b>018-824-8989</b>    | (公財)福井県暴力追放センター<br><b>0776-28-1700</b>     | (公財)香川県暴力追放運動推進センター<br><b>087-837-8889</b>  |
| (公財)山形県暴力追放運動推進センター<br><b>023-633-8930</b>    | (公財)岐阜県暴力追放推進センター<br><b>058-277-1613</b>   | (公財)愛媛県暴力追放推進センター<br><b>089-932-8930</b>    |
| (公財)福島県暴力追放運動推進センター<br><b>024-572-6960</b>    | (公財)愛知県暴力追放運動推進センター<br><b>052-883-3110</b> | (公財)暴力追放高知県民センター<br><b>088-871-0002</b>     |
| (公財)茨城県暴力追放推進センター<br><b>029-228-0893</b>      | (公財)暴力追放三重県民センター<br><b>059-229-2140</b>    | (公財)福岡県暴力追放運動推進センター<br><b>092-651-8938</b>  |
| (公財)栃木県暴力追放県民センター<br><b>028-627-2600</b>      | (公財)滋賀県暴力追放推進センター<br><b>077-525-8930</b>   | (公財)佐賀県暴力追放運動推進センター<br><b>0952-23-9110</b>  |
| (公財)群馬県暴力追放運動推進センター<br><b>027-254-1100</b>    | (公財)京都府暴力追放運動推進センター<br><b>075-451-8930</b> | (公財)長崎県暴力追放運動推進センター<br><b>095-825-0893</b>  |
| (公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター<br><b>048-834-2140</b> | (公財)大阪府暴力追放推進センター<br><b>06-6946-8930</b>   | (公財)熊本県暴力追放運動推進センター<br><b>096-382-0333</b>  |
| (公財)千葉県暴力追放運動推進センター<br><b>043-254-8930</b>    | (公財)暴力追放兵庫県民センター<br><b>078-362-8930</b>    | (公財)大分県暴力追放運動推進センター<br><b>097-538-4704</b>  |
| (公財)暴力追放運動推進都民センター<br><b>03-3291-8930</b>     | (公財)奈良県暴力追放県民センター<br><b>0742-24-8374</b>   | (公財)宮崎県暴力追放センター<br><b>0985-31-0893</b>      |
| (公財)神奈川県暴力追放推進センター<br><b>045-201-8930</b>     | (公財)和歌山県暴力追放県民センター<br><b>073-422-8930</b>  | (公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター<br><b>099-224-8601</b> |
| (公財)新潟県暴力追放運動推進センター<br><b>025-281-8930</b>    | (公財)鳥取県暴力追放センター<br><b>0857-21-6413</b>     | (公財)暴力追放沖縄県民会議<br><b>098-858-8930</b>       |
| (公財)山梨県暴力追放運動推進センター<br><b>055-227-5420</b>    | (公財)島根県暴力追放県民センター<br><b>0852-21-8938</b>   |                                             |



## 全国暴力追放運動推進センター

公益財団法人 全国防犯協会連合会

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-38-1 本郷信徳ビル 6階  
TEL (03) 3868-0247 FAX (03) 3868-0257

